

# 4月から変わる労働関連法改正について

## 1.長時間労働の是正改正

2023年以降4月1日以降、月60時間超の時間外労働について**割増賃金率が50%**に統一されました。それに伴い**就業規則の変更が必要になる**場合があります。

◇深夜労働との関係：月60時間を超える時間外労働を深夜(22:00~5:00)の時間帯に行わせる場合、中小企業様も**75%割増**となります(深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%)

◇休日労働との関係：月60時間の時間外労働時間算定は、法定休日の労働時間(※)は含まれませんが、それ以外の休日の労働時間には含まれます。(※法定休日割増賃金率は35%)

(表1)改正イメージ図(厚労省HPより引用)

◆改正のポイント  
中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

| (2023年3月31日まで)                                      |        |       | (2023年4月1日から)  |        |       |
|---|--------|-------|--|--------|-------|
| 月60時間超の残業割増賃金率<br>大企業は50% (2010年4月から適用)<br>中小企業は25% |        |       | 月60時間超の残業割増賃金率<br>大企業、中小企業ともに50%<br>※中小企業の割増賃金率を引き上げ |        |       |
| 1か月の時間外労働<br>(1日8時間・1週40時間)<br>を超える労働時間             | 60時間以下 | 60時間超 | 1か月の時間外労働<br>(1日8時間・1週40時間)<br>を超える労働時間              | 60時間以下 | 60時間超 |
|   | 大企業    | 25%   |  | 大企業    | 25%   |
|   | 中小企業   | 25%   | 中小企業   | 25%    | 50%   |

>2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

(表2)労働時間算出イメージ図(厚労省HPより引用)

具体的な算出方法(例)

1か月の起算日からの時間外労働時間数を累計して60時間を超えた時点から50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

算出例  
 - 1か月の起算日は毎月1日  
 - 法定休日は白曜日  
 - カレンダー中の赤字は、時間外労働時間数  
 - 時間外労働の割増賃金率  
 60時間以下...25%  
 60時間超...50%

| 日  | 月   | 火   | 水   | 木   | 金   | 土   |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|    | 1   | 2   | 3   | 4   | 5   | 6   |
|    | 5時間 | 5時間 |     | 2時間 | 3時間 | 5時間 |
| 7  | 8   | 9   | 10  | 11  | 12  | 13  |
|    | 5時間 | 2時間 | 3時間 | 5時間 | 5時間 | 5時間 |
| 14 | 15  | 16  | 17  | 18  | 19  | 20  |
|    | 3時間 | 2時間 |     | 3時間 | 3時間 | 3時間 |
| 21 | 22  | 23  | 24  | 25  | 26  | 27  |
|    | 3時間 | 3時間 | 2時間 | 1時間 | 2時間 | 1時間 |
| 28 | 29  | 30  | 31  |     |     |     |
|    | 3時間 | 1時間 | 1時間 | 2時間 |     |     |

↑ 法定休日労働      ↑ 月60時間を超える時間外労働

割増賃金率  
 ◆ 時間外労働(60時間以下)      カレンダー白色部分 = 25%  
 ◆ 時間外労働(60時間超)      カレンダー緑色部分 = 50%  
 ◆ 法定休日労働      カレンダー赤色部分 = 35%

## 2.雇用保険料率の改定

雇用保険料改定で令和5年度の失業等給付に係る雇用保険料率を15.5/1,000となりました。(令和4年10月~令和5年3月は13.5/1,000)。※労使折半

(表3)令和5年度雇用保険料率新旧対比表(枠内下段が改訂前)(厚労省HPより引用)

＜令和5年度の雇用保険料率＞  
(赤字は変更部分)

| 事業の種類                 | ①<br>労働者負担<br>(失業等給付・<br>育児休業給付の<br>保険料率のみ) | ②<br>事業主負担                |                  | ①+②<br>雇用保険料率 |
|-----------------------|---|---------------------------|------------------|---------------|
|                       |   | 失業等給付・<br>育児休業給付の<br>保険料率 | 雇用保険二事業<br>の保険料率 |               |
| 一般の事業                 | 6/1,000                                     | 9.5/1,000                 | 3.5/1,000        | 15.5/1,000    |
| (令和4年10月~)            | 5/1,000                                     | 8.5/1,000                 | 3.5/1,000        | 13.5/1,000    |
| ※<br>農林水産・<br>清酒製造の事業 | 7/1,000                                     | 10.5/1,000                | 3.5/1,000        | 17.5/1,000    |
| (令和4年10月~)            | 6/1,000                                     | 9.5/1,000                 | 3.5/1,000        | 15.5/1,000    |
| 建設の事業                 | 7/1,000                                     | 11.5/1,000                | 4.5/1,000        | 18.5/1,000    |
| (令和4年10月~)            | 6/1,000                                     | 10.5/1,000                | 4.5/1,000        | 16.5/1,000    |

(枠内の下段は令和4年10月~令和5年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

# 4月から変わる労働関連法改正について

## 3. [健康保険料率・介護保険料率の改定\(協会けんぽ\)](#)

令和5年度の福岡県の料率は、10.36%(前年比+0.15%引き上げ)となりました。なお本件料率は3月分(4月納付分)より改定されます。

令和5年度都道府県単位保険料率(九州5県比較)

|     | 令和5年度  | 令和4年度  | 前年度比   |      |
|-----|--------|--------|--------|------|
| 福岡県 | 10.36% | 10.21% | 0.15%  | 引き上げ |
| 佐賀県 | 10.51% | 11.00% | -0.49% | 引き下げ |
| 長崎県 | 10.21% | 10.47% | -0.26% | 引き下げ |
| 熊本県 | 10.32% | 10.45% | -0.13% | 引き下げ |
| 大分県 | 10.20% | 10.52% | -0.32% | 引き下げ |

## 4. [第14次労働防止計画の策定](#)

「労働防止計画」とは、労働災害減少のための国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画です。本計画は、2023年4月～2028年3月(5年間)を計画期間とするものです。

- (ア) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- (エ) 業種別の労働災害防止対策の推進
- (オ) 労働者の健康確保対策の推進
- (カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

## 5. [賃金デジタル払い制度の開始](#)

キャッシュレス決済の普及や送金サービスの多様化の中で、同サービスを給与受取に活用するニーズも一定程度見られる為、**使用者が、労働者の同意を得た場合に**、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の**指定を受けた資金移動業者の口座への資金移動による賃金支払（いわゆる賃金のデジタル払い）**ができることとしました。